

●香川県告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和8年1月9日から同月29日まで一般の縦覧に供する。

令和8年1月9日

香川県知事 池 豊 人

1 道路の種類 県道（主要地方道）

2 路線名 円座香南線（44号）

3 道路の区域

区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
高松市香南町横井字尾池原 997番1地先から	12.0～30.0	173	令和4年3月29日付け香川県告示第116号で変更した区域の一部
高松市香南町横井字尾池原 1035番3地先まで			

4 供用開始の期日 令和8年1月9日